

外来種被害防止行動計画 目標・目的・行動指針 見直しの要点

| | | 現行 | 進捗状況及び課題 | 改定案 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|--|--|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 3 | 主要行動 | <p>効果的、効率的な防除の推進</p> <p>①戦略的・順応的な防除 定着段階に応じた戦略立案と対策実施が必要。 ・未定着：輸入の際の法的な規制や監視体制を充実させ、早期発見のためのモニタリングを集中的に実施。地域毎に進捗状況を把握し、発見時に速やかに対応。 ・定着初期：早期発見と早期防除を迅速に実施。関係者連携の上、緊急性や対応の優先順位などを速やかに判断し、組織的に対策。 ・分布拡大期：広域的な地域連携に基づく封じ込めや低密度管理を実施。 ・まん延期：保全上重要な地域において地域的な根絶や低密度管理を実施。防除開始後も段階に応じて手法を選択。長期的な視野に立った人材の育成・確保も重要。戦略的な防除のためPDCAサイクルが重要。分野間連携により、地域の生態系管理の一環として実施。定着後一定期間経過している外来種については、防除による他の種への影響も考慮。防除マニュアルの作成・共有、専門家の参画、研究開発の推進、更には外来種が入りにくい健全な生態系の維持・再生も重要。</p> <p>②各主体の連携 多様な主体が連携して、各主体の特色を活かした防除を推進。防除実施計画、目標、成果、教訓を共有・公開する。地域特有の外来種対策の実施に向け、市町村が生物多様性地域連携促進法に基づく、地域連携保全活動計画を作成し、多様な主体と連携した外来種防除を実施することも有効。</p> <p>③防除に当たっての留意事項 動愛法の対象動物を殺処分する場合には同法遵守。植物の防除では、結実後に刈り取りを行って移動させる場合には時期やその取り扱いに留意。</p> | 「第2部第1章第4節2(2)及び(3)」にかける種ごと、地域ごとの目標を達成する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 基盤的行動 | <p>外来種対策における普及啓発・教育の推進と人材の育成</p> <p>①国民全体への外来種対策の必要性の浸透 認識→理解→行動の各段階に応じた、普及啓発の対象、手段、内容を適切に選択。 ・認識段階：特に児童及び事業者を対象に、公的機関作成の媒体、メディア等による報道等により啓発。 ・理解段階：特に普及啓発の実施者となる行政職員、メディア、教育者等を対象に、対面にて体系的に説明。 ・行動段階：対策への参加、防除活動への協力及び主催を促すために、分布情報、防除活動、防除マニュアル等の一元的管理・発信が鍵。</p> <p>②専門的な人材育成 防除事業の企画立案を行う者、従事者、専門家の育成のため、自治体職員と専門職員の連携、NPO・NGO団体やボランティア等による継続的な活動の推進、防除への動機付けのための適正な評価、高等教育機関等における専門教育の実施、専門職員の雇用体制等整備が必要。</p> | <p>・外来種（外来生物）という言葉の意味を知っている人の割合：80%</p> <p>・外来生物法の内容を知っている人の割合：30%</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 基盤施策 | <p>情報基盤の構築及び調査研究・技術開発の推進</p> <p>・外来種の生態学的情報、侵入・被害状況等をリアルタイムでアクセスできる情報基盤を国が連携して構築し、各主体、特に自治体とその情報基盤に情報を提供。 ・他地域における防除の取組事例を共有。 ・種の同定を支援する分類・同定システムを構築。 ・侵入初期における緊急性の判断、緊急時における初動体制の確立のための情報基盤を構築。</p> <p>②調査研究の推進 ・防除や管理手法の開発に主眼をおいた調査研究を行い、科学的な知見を蓄積し基盤を構築。取組が不足している分野の調査研究は関係省庁や各主体が連携して推進。実際の防除活動の教訓・失敗例も含め速やかに公開し、防除者と研究者が連携した順応的管理を行う。 ・知見のある自治体間の情報共有・連携を深めるため、NORNAC等の取組を拡大・充実させる。</p> | <p>・主要な侵略的外来種についてリアルタイムな分布情報を把握し、ウェブサイト上で公開する。</p> <p>・主要な侵略的外来種に関する効果的な防除手法を確立する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 基盤施策等 | <p>国際貢献、国際連携等</p> <p>CBD、CITES、OIE、IPPC、バラスト水規制管理条約といった枠組みや取決めを踏まえた国際貢献・国際連携が必要。国内でのマングース、アライグマ、オオクチバス等の防除取組の経験や技術の蓄積をIPBESへの情報提供等、外来種対策等に係る情報発信や技術移転も重要。また、国内産の生物が海外で侵略的外来種となることを防ぐため、IUCNの侵略的外来種ワースト100の掲載種を始めとした生物を持ち出さないために普及啓発を行う。</p> | 我が国における愛知目標の個別目標9を達成するまでの取組の成果を締約国会議等の国際会議で公表する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | その他 | <p>・寄生物・感染症対策：外来種を宿主とする寄生物や、病原体が国内の動植物種に影響を及ぼすことも鑑み、感染症法、植物防疫法、水産資源保護法、持続的養殖生産確保法、家畜伝染病予防法で担保していない国外由来の寄生物や病原体に関して注意喚起をする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※取組主体は、①国、②地方自治体（都道府県及び市町村。表では「地方」）、③「国民」、④国民、⑤民間企業（表では「民間」）、⑥NGO・NPO等の民間団体（表では「NPO」）、⑦自然系博物館・動物園・水族館・植物園等（表では「展示」）、⑧教育機関（表では「学校」）、⑨研究者・研究機関・学術団体（表では「研究」）、⑩メディア等関係者（表では「広報」）の9区分で整理。